

資料

【報告3】

平成27年度認知症初期集中支援推進事業の 実施状況について

平成28年度 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年6月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

認知症初期集中支援推進事業概要（平成 27 年度）

医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」(※1)を地域包括支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する事業を3区（東淀川区・城東区・東住吉区）において実施。

事業内容

① 「認知症初期集中支援推進事業にかかる検討委員会」の設置

認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況等について検討する場

② 広報・普及啓発活動の実施

地域住民や関係機関、関係団体等に対して、本事業の役割や機能についての広報活動や協力依頼

③ 認知症初期集中支援の実施

認知症初期集中支援チームを配置し、次のことを行う。

ア．訪問支援対象者の把握(※2) イ．情報収集 ウ．アセスメント エ．初回家庭訪問の実施 オ．チーム員会議の開催 カ．初期集中支援の実施 キ．チームでの訪問活動等における関係機関等との連携 ク．初期集中支援の終了とその後のモニタリング ケ．初期集中支援に関する記録

④ 本事業を推進するための会議等の開催

本事業を推進するための会議等を開催し、各区内での事業推進に取り組む。

※1 「認知症初期集中支援チーム」

- ・医療・保健福祉専門職2名及び医師1名の計3名以上
- ・認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

※2 「訪問支援対象者」

- ・認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- ・継続的な医療サービスを受けていない者
- ・適切な介護保険サービスに結び付いていない者 など

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

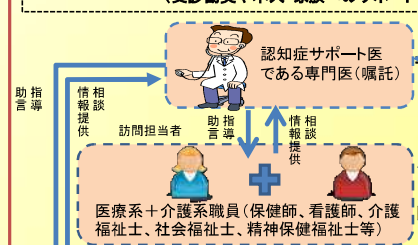
認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

- 認知症初期集中支援チーム** 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を(個別の訪問支援)ふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員** 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置

●認知症初期集中支援チーム

複数の専門職による個別の訪問支援
(受診勧奨や本人・家族へのサポート等)



●認知症地域支援推進員

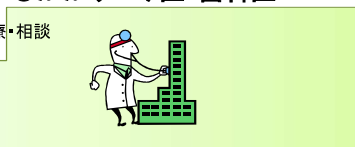
地域の実態に応じた認知症施策の推進
(医療・介護・地域資源と専門相談等)

保健師・看護師等

●専門医療機関(認知症疾患医療センター等)



●かかりつけ医・歯科医



＜認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ＞

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、④観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子チェック)、⑤専門医を含めたチーム員会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引き継ぎ後のモニタリング

(国資料より抜粋)